

年金待機者説明会

- ② 年金請求書の記入と
必要な添付書類等について

雇用保険の加入について

- 雇用保険に加入したことがある方は、「はい」を○で囲んで雇用保険被保険者番号を記入してください。
- 番号を記入された方は、番号が確認できる雇用保険被保険者証等のコピーの提出が必要です。
- 番号を記入されない方は、事由書の該当する項目を○で囲んで必ず氏名を記入してください。

II-2-(1) №16 年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付) 記入例

4. 現在の年金の受給状況等および雇用保険の加入状況についてご記入ください。

(1) 現在、左の6ページ(表1)のいずれかの制度の年金を受けていますか。該当する番号を○で囲んでください。

1. 受けている (全額支給停止の場合を含む) 2. 受けていない 3. 請求中

① 「1.受けている」を○で囲んだ方

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類	(日) 年 月	48 年金証書の年金コード(4ケタ) または記号番号等
オ	・老齢または退職 ・障害 ・遺族	昭和 平成 令和 XX年 11月	86XX-0000012345
ア	・老齢または退職 ・障害 ・遺族	昭和 平成 令和 XX年 11月	1350
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族	昭和 平成 令和 年 月	

② 「3.請求中」を○で囲んだ方

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族

↓加入した年金制度が国民年金のみの方は、次の(2)、(3)の記入は不要です。

(2) 雇用保険に加入したことがありますか。「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。

はい いいえ

① 「はい」を○で囲んだ方
雇用保険被保険者番号(10桁または11桁)を左詰めでご記入ください。

22 雇用保険被保険者番号

② 「いいえ」を○で囲んだ方
下の「事由書」の「ア」または「イ」を○で囲み、氏名をご記入ください。

事由書

私は以下の理由により、雇用保険被保険者証等を添付できません。
(該当する項目を○で囲んでください。)

ア. 雇用保険の加入事業所に勤めていたが、雇用保険の被保険者から除外されていたため。
雇用保険法による適用事業所に雇用される者であるが、雇用保険被保険者の適用除外であり、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。

イ. 雇用保険に加入していない事業所に勤めていたため。
雇用保険法による適用事業所に雇用されたことがないため、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。

ウ. 最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過しているため。
過去に雇用保険被保険者証の交付を受けたが、老齢厚生年金の年金請求書受付日において、最後に雇用保険被保険者の資格を喪失してから7年以上経過している。

氏名 _____

雇用保険の基本手当または高年齢雇用継続給付を受給中または受給したことがある場合は、雇用保険受給資格者証のコピーまたは高年齢雇用継続給付受給資格確認票のコピーを提出してください。

はい いいえ *これから受ける予定のある方は、共済組合等にお問い合わせください。

7

配偶者・子について

- 加給年金額が加算されるかどうかに関するページです。
- 配偶者がいる場合、(1)の配偶者について記入してください。
- 18歳未満の子等がいる場合、(2)の子について記入してください。
- 配偶者または子と本人の身分関係を明らかにできる書類として、戸籍謄本（戸籍の全部事項証明書）が必要です。

Ⅱ-2- (1) №16 年金請求書 (国民年金・厚生年金保険老齢給付) 記入例

5. 配偶者・子についてご記入ください。

配偶者はいますか はい いいえ

ご本人の共済組合と厚生年金の合計の加入期間が20年未満である場合またはご本人が65歳到達時に配偶者が65歳以上である場合は、添付書類は不要です。

(1) 配偶者についてご記入ください。

① 配偶者の氏名、生年月日、個人番号または基礎年金番号、性別についてご記入ください。

氏名	(姓) 共済 (名) 花子	生年月日	平成 XX 年 1 月 22 日
個人番号 または 基礎年金番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8	性別	1. 男 <input checked="" type="radio"/> 2. 女

② 配偶者の住所が年金を受ける方の住所と異なる場合は、共済組合にご連絡ください。

③ 配偶者は現在、8ページの表1に記載されている年金を受けていますか。該当するものを○で囲んでください。

1. 老齢・退職の年金を受けている	2. 障害の年金を受けている	3. 請求中	4. いずれも受けていない
<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

1. または2. を○で囲んだ方
3. を○で囲んだ方
4. を○で囲んだ方

下の(2)へお進みください。

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類	(自) 年 月	年金証書の年金コード(4ケタ)、 または記号番号等
イ	・老齢または退職 ・障害	昭和 平成 令和 XX 年 1 月	1150
	・老齢または退職 ・障害	昭和 平成 令和 年 月	

配偶者が年金を受けている場合は記入してください。

(2) 左の8ページに該当する子がいる場合には、氏名、生年月日および障害の状態についてご記入ください。
(3人目以降は余白にご記入ください。)

子の氏名	(姓) _____ (名) _____	生年月日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
個人番号	_____	障害の状態	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>
子の氏名	(姓) _____ (名) _____	生年月日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
個人番号	_____	障害の状態	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/>

9

生計維持について

- 生計同一関係があり、配偶者または子が収入要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。
- 記入した配偶者または子と生計を同じくしていることを申し立てる場合、本人の氏名を記入してください。
- 年収について、該当するものを○で囲んでください。
- 個人番号を記入したときは、原則、住民票および所得証明書の添付を省略することができます。

Ⅱ-2- (1) №16 年金請求書 (国民年金・厚生年金保険老齢給付) 記入例

6. 生計維持についてご記入ください。

9ページで記入した配偶者または子と生計を同じくしていることを申し立てる。

氏名 **共済 太郎**

【生計維持とは】
以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

①生計同一関係があること
例)住民票上、同一世帯である。
・単身赴任、就学、病気療養等で、住所が住民票上は異なっているが、生活費を共にしている。

②配偶者または子が収入要件を満たしていること
年収850万円(所得655.5万円)を将来にわたって有しないことが認められる。

ご本人(年金を受ける方)によって、生計維持されている配偶者または子がいる場合

(1) 該当するものを○で囲んでください。(3人目以降の子については、余白を使用してご記入ください。)

配偶者または子の年収は、850万円(所得655.5万円)未満ですか。		共済組合確認欄
配偶者について	<input checked="" type="radio"/> はい ・ <input type="radio"/> いいえ	記入 不要
子(名:)について	<input type="radio"/> はい ・ <input type="radio"/> いいえ	
子(名:)について	<input type="radio"/> はい ・ <input type="radio"/> いいえ	

(2) (1)で配偶者または子の年収について「いいえ」と答えた方は、配偶者または子の年収がこの年金の受給権(年金を受け取る権利)が発生したときから、おおむね5年以内に850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがありますか。該当するものを○で囲んでください。

はい ・ いいえ 共済組合確認欄 **記入不要**

「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。

令和 XX年 12月 1日 提出

11

必要な添付書類まとめ

- ・ 戸籍謄本（戸籍の全部事項証明書）

請求する方が65歳到達時に65歳未満の配偶者または18歳未満の子等がいる方

※受給権発生日（誕生日の前日）を迎えてから交付を受けてください。

- ・ 預金（貯金）通帳等のコピー

金融機関または郵便局から請求書に証明を受けた場合は不要

- ・ 雇用保険被保険者証等のコピー

雇用保険被保険者番号を記入された方

◆世帯全員の住民票は、原則、住基ネットで確認できるので、添付不要です。

◆個人番号（マイナンバー）を記入したときは、原則、所得証明書および住民票の添付を省略することができます。

◆審査の過程で、添付していただいた書類以外の書類が必要となる場合があります。

特別な手続きが必要な方（併給調整）

- 現在の公的年金制度では、1人1年金が原則です。
- 今回請求する年金以外で、障害年金または遺族年金を受給中の方は、いずれか1つの年金を選択する必要があります（併給調整）。
- 該当の方には、請求書と共に「年金受給選択申出書」を送付します。
- 必要事項を記入のうえ、請求書と併せて提出してください。